

条例を改正する必要がある、また湖の水質を将来も正常に保つためには、湖の環境容量に応じた総量規制の実施を検討することが急務であると考えます。

また、県は水質汚濁防止法第十五条に定められた「常時監視」の義務を遂行すべく、工場、事業場の立入り検査を頻繁に実施し、取締り、指導を数段と強化しなくてはなりません。従ってこれを行うための監視機関を整備拡充し専従の監視員を大量に養成、配属することは、極めて緊急を要する課題であり、県はこの実現のため、最大限の努力を成すべきであります。

三、工場の新設禁止

霞ヶ浦周辺における工場の新設は、水質保全の観点から、これ以上許すべきではありません。

四、第三次処理施設を完備した下水終末処理場の早期完成

茨城県は現在、霞ヶ浦湖北終末処理場の建設を進めておりますが、この建設の速度は余りにも遅く、完成する頃には湖はすでにどろ海と化しているものと思われまます。従って予定の全地域における下水道管の配備と終末処理場の建設は、遅くとも三年以内に終了するよう、建設計画を早める必要があります。また、処理施設は、第三次処理能力を備えることが大前提であり、第二次処理では何の意味もありません。

五、終末処理場における都市排水と工場排水分離の必要性

終末処理場に、都市排水と工場排水の双方を流し込む計画があると聞きますが、これは工場排水に対する監視体制を根底から無意味にするものであり、絶対に許されるべきではありません。

六、リン、窒素の排水基準の設定

アオコの発生原因の一つは、リン、窒素の流入にあります。その排水基準は、未だに定められておりません。これはしかし早急に検討し、実施する必要があると考えます。

七、養豚排水対策

各個別農家の養豚排水処理施設の建設は、非能率的であるばかりでなく、経済的にも大へんな負担になるものと思